

○海上自衛隊会計監査規則

昭和36年6月26日
海上自衛隊達第47号

改正	昭和36年9月1日	海上自衛隊達第63号
	昭和37年3月20日	海上自衛隊達第19号
	昭和37年5月1日	海上自衛隊達第31号
	昭和37年10月24日	海上自衛隊達第89号
	昭和45年3月2日	海上自衛隊達第9号
	昭和51年5月12日	海上自衛隊達第19号
	昭和60年12月21日	海上自衛隊達第28号
	昭和62年9月30日	海上自衛隊達第25号
	昭和63年4月8日	海上自衛隊達第20号
	昭和63年10月17日	海上自衛隊達第32号
	昭和63年12月13日	海上自衛隊達第38号
	平成5年4月1日	海上自衛隊達第14号
	平成10年12月2日	海上自衛隊達第30号
	平成13年1月6日	海上自衛隊達第1号
	平成18年3月27日	海上自衛隊達第9号
	平成18年3月31日	海上自衛隊達第14号
	平成19年1月9日	海上自衛隊達第1号
	平成31年4月26日	海上自衛隊達第11号
	令和元年6月27日	海上自衛隊達第7号
	令和3年3月19日	海上自衛隊達第4号

防衛庁の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第28条の規定に基づき、海上自衛隊会計監査規則を次のように定める。

海上自衛隊会計監査規則

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の会計監査の実施に関し、必要な細部事項を定めることを目的とする。

（監査の対象）

第2条 監査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

- （1）経費及び収入等に関すること。
- （2）物品の管理に関すること。

(3) 国有財産の管理に関すること。

(監査事務の統括等)

第3条 地方総監は、次の各号に掲げる部隊等（以下「地方隊の部隊等」という。）の監査に関する事務を統括するものとする。

(1) 当該地方隊の警備区域内にある部隊及び機関（海上自衛隊補給本部、海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処（以下「補給本部等」という。）を除き、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下同じ。）

(2) 当該地方総監部に在籍する自衛艦

(3) 当該地方総監部から要員を差し出してある司令部

2 海上自衛隊補給本部長は補給本部等の監査に関する事務を監督するものとする。

(監査官)

第4条 監査の事務を行う職員（以下「監査官」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 海上幕僚監部首席会計監査官

(2) 海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長

(3) 海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査官

(4) 海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室所属の幹部自衛官及び行政職俸給表(一)2級（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）別表に掲げる行政職俸給表(一)の2級に対応する各俸給表の職務の級を含む。以下この条において同じ。）以上の事務官等

(5) 地方総監部経理部長

(6) 地方総監部経理部監査課長

(7) 地方総監部経理部監査課所属の幹部自衛官及び行政職俸給表(一)2級以上の事務官等

(8) 補給本部会計監査官

(9) 海上自衛隊補給本部の会計監査調整官、総括副会計監査官及び副会計監査官

2 海上幕僚長、地方総監又は海上自衛隊補給本部長は、必要と認めるときは、前項以外の職員を特に監査官に任命することができる。この場合、別記様式第1による任命書を交付して任命するものとする。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる者及び前項の規定により海上幕僚長が任命する者を海幕監査官といい、第1項第4号から第8号までに掲げる者及び前項の規定により地方総監又は海上自衛隊補給本部長が任命する者を地方監査官という。

(監査実施計画)

第5条 海上幕僚長は、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号。以下「訓令」という。）第12条の規定に基づき作成した、当該年度の監査計画書をもって、地方総監及び海上自衛隊補給本部長（以下「地方総監等」という。）に当該年度の監査

の実施について指示するものとする。

- 2 地方総監等は、前項の指示に基づき、当該地方隊の部隊等及び補給本部等に係る監査実施計画を定め海上幕僚長に報告するものとする。
- 3 海上幕僚長は、前項の規定により、地方総監等から報告された監査実施計画の内容について、追加変更等を要する事項があると認めた場合は、当該地方総監等に対して追加変更等の指示を行うものとする。

(書面監査)

第6条 訓令第9条に定める書面監査は、次の各号に掲げる書類について行うものとする。

- (1) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)により、海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関の証明責任者が会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等
- (2) 会計検査院法又は会計法若しくは物品管理法等の規定により、会計検査院又は財務大臣に提出する会計経理の事故に関する報告書類
- (3) 会計検査院の検査、財務省又は総務省の監査の結果、照会、質問を受けた事項に対する回答資料
- (4) 前3号のほか、監査官が必要と認める書類

(実地監査)

第7条 訓令第10条に定める実地監査は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 海幕監査官は、第5条第1項の年度監査計画書に基づき、海上幕僚監部、地方総監部、補給本部等その他の部隊等の定期監査及び臨時監査を行う。
- (2) 地方監査官は第5条第2項の監査実施計画に基づき、当該地方隊の部隊等又は補給本部等の定期監査及び臨時監査を行う。ただし、前号の監査が行われる部隊等については、これを省略することができる。

2 海上幕僚監部首席会計監査官、地方総監部経理部長又は海上自衛隊補給本部会計監査官は、前項各号の実地監査を行う場合必要があると認めるときは、相互に監査官の派出等について協力を求めることができる。

3 海上幕僚監部首席会計監査官又は地方総監等は、第1項の監査を行わせる場合には、監査開始前おおむね10日までに、被監査部隊等の長に対して、実施期日、監査官氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急のため、通知するいとまがない場合若しくはあらかじめ通知することが実地監査の目的に反すると認められる場合は、この限りでない。

(緊急事項の処置)

第8条 海幕監査官は、緊急事項の報告を行う場合には、直ちに海上幕僚長に報告するとともに、海上幕僚長の指示を受けるいとまがなく、かつ、現状を維持することが必要であると認めた場合には、海上幕僚長の指示を得るまでの間、必要と認める限度において、被監査部隊等の長に対して、当該会計事務の一時停止等所要の処置を要請するものとする。

2 地方監査官は、緊急事項の報告を行う場合には、直ちに、地方総監等に報告するとともに、地方総監等の指示を受けるいとまがなく、かつ、現状を維持することが必要であると認めた場合には、前項に準じ処置するものとする。

3 地方総監等は、前項の報告を受けたときは、速やかに、地方監査官に対し所要の処置を指示するものとする。ただし、その事実が特に重要であり、自己の責任において処理することが適当でないとは判断した場合には、遅滞なく、海上幕僚長に報告し、その指示を受けなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 監査官が実地監査の結果報告を行う場合には、監査終了後、速やかに、別記様式第2による監査報告書を作成し、地方総監等に提出するものとする。

2 地方総監等は、前項の監査報告書を受領したときは、当該監査報告書を添えて、速やかに、海上幕僚長に報告しなければならない。

(監査結果に基づく処置)

第10条 海上幕僚監部首席会計監査官、地方総監部経理部長又は海上自衛隊補給本部会計監査官は、監査の結果、是正改善を要すると認める事項については、文書をもって、被監査部隊等の長に対してその指摘内容を通知し、これに対する処置状況に関して回答を求めるものとする。

2 被監査部隊等の長は、前項の通知を受領したときは、速やかに、指摘された事項については是正改善の処置を執るとともに、その処置状況を指定された期日までに書面により回答しなければならない。

3 書面監査の結果による軽微な事項については、前2項の規定にかかわらず、文書の作成を省略し、他の適宜な方法によることができる。

(表彰に関する処置)

第11条 海上幕僚監部首席会計監査官、地方総監部経理部長又は海上自衛隊補給本部会計監査官が、表彰に関する意見を表明する場合には、別記様式第3による表彰に関する意見書を作成して、表彰権者に送付するものとする。

(監査の特例)

第12条 地方総監等は、防衛省共済組合会計の監査に関し、共済組合本部長又は支部長の委託を受けたときは、防衛省共済組合会計の監査に関する規定によるほか、この規則に準じて、地方監査官に監査を行わせることができる。

2 地方総監は、在籍艦艇酒保の会計に関し、この規則に準じて、地方監査官に監査を行わせることができる。

(検査等の状況報告)

第13条 部隊等の長は、会計検査院の検査並びに総務省、財務省又は防衛省大臣官房の監査を受けたときは、当該検査又は監査終了後、速やかに、別記様式第4による実地検査等状況報告書を作成し、順序を経て、海上幕僚長に提出するものとする。

(委任規定)

第14条 この達に定めるもののほか、地方隊の部隊等又は補給本部等の監査に関する事務の細目については、海上幕僚長の承認を得て、当該地方総監等が定める。

附 則

- 1 この達は、昭和36年7月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊会計監査規則（昭和30年海上自衛隊達第15号）は、廃止する。

附 則〔昭和36年9月1日海上自衛隊達第63号抄〕

- 1 この達は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則〔昭和37年3月20日海上自衛隊達第19号〕

この達は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則〔昭和37年5月1日海上自衛隊達第31号〕

この達は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則〔昭和37年10月24日海上自衛隊達第89号〕

この達は、昭和37年10月24日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則〔昭和45年3月2日海上自衛隊達第9号〕

この達は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則〔昭和51年5月12日海上自衛隊達第19号〕

この達は、昭和51年5月12日から施行する。

附 則〔昭和60年12月21日海上自衛隊達第28号〕

この達は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則〔昭和62年9月30日海上自衛隊達第25号〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔昭和63年4月8日海上自衛隊達第20号〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔昭和63年10月17日海上自衛隊達第32号〕

この達は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則〔昭和63年12月13日海上自衛隊達第38号〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔平成5年4月1日海上自衛隊達第14号〕

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則〔平成10年12月2日海上自衛隊達第30号〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔平成13年1月6日海上自衛隊達第1号抄〕

- 1 この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成18年3月27日海上自衛隊達第9号〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔平成18年3月31日海上自衛隊達第14号〕

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成19年1月9日海上自衛隊達第1号抄〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、平成に係る報告、通知等を行う場合にあっては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「令和」とあるのは「平成」と読み替えるものとする。
- 3 この達の施行前に次の各号に掲げる規定により交付又は再交付された航空業務の停止又は復帰に関する証明書、身分証明書、予備自衛官手帳、予備自衛官補手帳、ボイラー検査証及び圧力容器検査証の様式については、この達による改正後の当該様式にかかわらず、この達の施行日以後においても、なお従前の例による。
 - (1) 海上自衛隊航空身体検査実施規則第8条第1項
 - (2) 海上自衛隊における身分証明書に関する達第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2、第9条第2項又は第9条の2
 - (3) 海上自衛隊陸上ボイラー及び圧力容器取扱規則第39条第1項又は第74条第1項
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔令和3年3月19日海上自衛隊達第4号〕

この達は、令和3年4月1日から施行する。

任 命 書

第 号

所 属 官 職 氏 名
任命事項 被監査部隊等 期 間
年 月 日 任命権者 官職 氏 名

- 注：1 海上幕僚監部首席会計監査官、地方総監部経理部長及び補給本部会計監査官は、任命書の写しを必要と認める期間保管するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別記様式第2（第9条関連）

監 査 報 告 書

- 1 被監査機関名
- 2 監査実施期間
- 3 監査の種類
- 4 監査担当官所属官職氏名
- 5 監査事項
- 6 指摘事項

備 考

- (1) 監査の種類には、定期監査又は臨時監査の別を記入する。
- (2) 監査担当官所属官職氏名は、監査を実施した監査官全員の所属官職氏名を記載する。
- (3) 監査事項は、監査項目及び監査全般についてその概要を簡潔に記載する。
- (4) 指摘事項は、別紙として、次の様式により記載する。

別紙

事 案 の 概 要	意 見 の 概 要	参 考 事 項

- 注：1 事象の概要欄は、規則第2条各号の対象区分の順に件名を付し、それぞれ具体的に現状を記述する。
- 2 意見の概要欄は、事案の概要欄に掲記した指摘事項の順序に従って、その該当部位にそれぞれ処理要領を含めた意見を記載する。
- 3 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。

発簡番号
年月日

表彰権者 殿

官職名

表彰に関する意見書

海上自衛隊会計監査規則第11条の規定により、下記のとおり意見を表明する。

記

監査種類及び監査の対象期間	(~)
監査の実施期日	
該当者官職氏名	
表彰に該当する事実の詳細	
参考事項	
備考	

- 注：1 監査の種類欄は、実地監査、書面監査の別を記載し、かっこ内に監査の対象となった期間の始期及び終期を記載する。
- 2 表彰に該当する事実の詳細欄には、項目別に番号を付し、それぞれ具体的事実を挙げて、詳細に記述すること。
- 3 参考事項欄には、表彰に該当する事実以外に、被表彰者に関する参考事項を記載する。
- 4 備考欄は、前各号に掲げる以外に、記載すべき事項がある場合に記載する。
- 5 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4（第13条関係）

発簡番号

年月日

海上幕僚長 殿

（ 地方総監経由）

部隊又は機関の長

実地検査等状況報告書

海上自衛隊会計監査規則第13条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 検査（監査）の機関
- 2 検査（監査）官 官職氏名
- 3 検査（監査）年月日
- 4 経過の概要
- 5 主要事項
- 6 参考事項

注：1 検査（監査）官官職氏名は、前任の検査（監査）官から順に記載する。

2 経過の概要は、時間的な経過に応じ、検査（監査）官の行動、検査（監査）の進捗状況等を記載する。

3 主要事項は、検査（監査）実施中、検査（監査）官から質問、指摘、勧告等を受けた事項について、重要度の高いものから順次一貫番号を付して記載する。

4 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。